条第二項、第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

3　前二項の規定の適用を受ける共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前二項の規定の例により計算して得た額とする。

（法第三十一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第六十九条の九　法第三十一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、同項に規定する事業主が同項の申出をした場合において、次の各号に掲げる者が、共済契約の被共済者となつた者に係る当該各号に定める資産の額（以下この条、次条及び第六十九条の十四において「移換額」という。）の総額を一括して、機構に移換することとする。

一　確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等（以下「資産管理運用機関等」という。）　確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金又は同法第八十九条第六項に規定する残余財産

二　資産管理機関　個人別管理資産

2　前項各号に掲げる者は、同項の移換については、移換額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該移換は、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わなければならない。

（法第三十一条の三第一項の申出）

第六十九条の十　法第三十一条の三第一項の申出は、次の各号（当該申出が同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合にあつては、第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した移換申出書を機構に提出してしなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所

二　事業主の雇用する従業員（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五に定める同意を得た者に限る。以下この条において同じ。）の氏名

三　共済契約の効力が生じた日

四　前号の日における掛金月額

五　資産管理運用機関等又は資産管理機関の名称

六　移換額及びその総額

七　従業員ごとの移換額の算定の基礎となつた期間の開始日及び移換額の算定の基礎となつた期間の月数

八　その他申出に関し必要な事項

2　前項の移換申出書には、次に掲げる書類（当該申出が法第三十一条の三第一項の申出である場合にあつては、第六号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一　確定給付企業年金又は企業型年金を実施していたことを証する書類

二　移換額の移換に係る確定給付企業年金法第六条第一項の厚生労働大臣の承認若しくは同法第十六条第一項の厚生労働大臣の認可又は確定拠出年金法第五条第一項の厚生労働大臣の承認を受けたことを証する書類

三　前項第二号の従業員が、加入者又は企業型年金加入者の資格を喪失したことを証する書類

十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

（新設）

（新設）